

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第151号	
事故等種類	運航不能（燃料供給不能）	
発生日時	平成23年8月18日（木） 17時50分ごろ	
発生場所	三重県志摩市大王埼東方沖 大王埼灯台から真方位091° 2.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 16.5′ 東経136° 57.2′）	
事故等調査の経過	平成23年8月22日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船船番号、船船所有者等</p> <p>モーターボート フォワード、19トン 252-23035兵庫、日本GE株式会社（船舶借入人：有限会社サウンドプロデュース）</p>	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人及び家族など8人を乗せ、クルージングの目的で三重県尾鷲市賀田港を出発して三重県鳥羽市本浦港に向かい、平成23年8月18日16時ごろ、大王埼南南西沖3.0M付近を北北東進中、左舷主機の回転数が変動して停止した。</p> <p>船長は、燃料こし器を点検してドレンを抜き、主機を再始動した。</p> <p>本船は、そのまま航海を継続したが、17時50分ごろ、大王埼灯台から真方位091° 2.7M付近を北北東進中、両舷主機が停止した。</p> <p>船長は、暗くなると危険であると判断して海上保安部に救助を要請し、本船は本浦港にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1</p> <p>海象：波高 約2～3m</p>	
その他の事項	<p>本船は、主機の燃料油として軽油が使用され、容量約1,200ℓの燃料油タンクが機関室の左舷及び右舷に1個ずつ配置されていた。</p> <p>本船は、本インシデント後、修理業者による点検で燃料油タンクに水分が混入しているのが認められたため、水抜きが行われた。</p> <p>本船は、本インシデントの約1年前、燃料油タンクの水抜きが行われていた。</p> <p>本船は、主機が1か月に2～3回運転されており、本インシデント当日の出港前に整備士による点検が行われていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、大王埼東方沖を北北東進中、主機への燃料供給が阻害されたことから、主機が停止して運航不能になったものと考えられる。</p> <p>本船は、燃料油タンクに水分が混入しているの</p>

		<p>が認められたことから、タンク底部に滞留していた水分が、本船の揺れによって燃料油に混入し、主機に送られて燃料供給が阻害された可能性があると考えられるが、燃料油タンクに水分が混入した要因を明らかにすることはできなかった。</p>
原因		<p>本インシデントは、本船が、大王埼東方沖を北北東進中、主機への燃料供給が阻害されたため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考		<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に燃料油タンク及び同こし器からの水抜きを行って水分混入の有無を確認すること。</li> </ul>